

立教大学国際学術研究交流制度
2023年度「招へい研究員」募集要項（第2次募集）

立教大学は、本学の学術研究、教育水準の向上ならびに国際学術連携の強化を目的として、海外の研究者または専門家を招へいする。

1. 対象分野

人文科学、社会科学および自然科学諸分野のうち、本学が受入可能な分野。

2. 対象者

招へい研究員は、本学への成果の還元を期待できることを前提として、海外の大学、研究機関等に所属する者で、専任研究者の地位にあるか専門的分野において秀でた知識、能力、あるいは実績を有する者。

受入教員は、本学の専任教員。教授・准教授・特別専任教授・講師他※・特任教授・特任准教授・助教（D・Rを除く）。

※チャプレン、カウンセラーを含む。

3. 申請の制限

- 1) 同一年度に一人の受入教員が招へいできる研究員は1名とする。
- 2) 前年度に招へいされた研究員を候補者として応募することはできない。
- 3) 前年度に招へい研究員の受入教員となった場合は、受入教員として応募することはできない。
* 2)、3) については、採択者数が20名に満たず追加募集を行う場合には、適用しない。

4. 募集人数

7名

5. 招へい期間

7日以上、1ヶ月（31日）以内とする。

招へい期間は、採択決定後※から2024年3月31日までとする。

*年度を跨いで招へいすることはできない。

*招へい準備に最低1ヶ月程度必要なため、招へい開始は6月下旬以降を目安にすること。

なお、査証の要否等によっても準備に要する期間が変わるため、採否決定から招へい開始までの期間が短い場合は、申請前にリサーチ・イニシアティブセンターへ相談すること。

6. 招へい期間中の活動

立教大学において、セミナー、講演会、研究会等を少なくとも週に1回は行うこと。

*謝礼が支払われる講演会等および学外で行われる講演会等は、上記の活動回数に含めることはできない。

*各種プログラムの開催にあたっては、受入教員が必要な学内手続きを行うこと。

7. 支給経費

旅費: ① 所属機関の最寄りの国際空港間のエコノミークラス往復航空券。ただし、片道15万

円を限度とする。

② 往復リムジンバス代（成田または羽田空港－池袋間）

滞在費：日額 18,000 円

* 招へい研究員の活動としてキャンパス間を移動する場合の交通費は支給しない。

* 招へい研究員を空港に送迎する場合の送迎者の交通費は支給しない。

8. 申請方法

受入学部・研究科・研究所等の承諾を得た上で、以下の申請書類を期日までに受入教員がリサーチ・イニシアティブセンター招へい研究員担当宛にメール提出すること。

1) 申請書類

- ① 2023 年度「招へい研究員」申請書（Word ファイル）※申請書への押印は不要
（リサーチ・イニシアティブセンターWEB サイトより所定書式を入手し、受入教員が作成のこと）
- ② 履歴・業績書
（招へい研究員候補者の主な職歴・研究歴を明記する。また業績書は招へいの趣旨に関連するものを中心に、過去 5 年程度の業績から選択して作成する。英文・和文以外の場合は、和訳を添付すること）
- ③ 学部長等が申請書の記載内容について承諾していることが確認できるメールの文面
（メールの内容で、「申請者（受入教員）所属・氏名」「受入組織（学部等）」「招へい期間」「招へい研究員候補者氏名」「招へい研究員候補者所属機関」を確認できるようにすること）

2) 申請期間

募集開始： 2023 年 3 月 1 日（水）

募集締切： 2023 年 4 月 10 日（月）17:00 <厳守>

3) 提出先メールアドレス

招へい研究員担当：researcher@rikkyo.ac.jp

9. 審査方法

「立教大学全学研究助成委員会」の審議を経て決定する。

10. 審査基準

海外の研究者または専門家を招き研究する必要性を具体的に示した申請であること。その上で、以下のとおり優先基準を設ける。

- ① 本学への成果の還元が期待できる招へい研究員候補者を優先する。
- ② 大学間における研究交流の促進につながりうる招へい研究員候補者を優先する。
- ③ 招へい研究員制度利用以前から本学または受入教員との交流実績がある招へい研究員候補者を優先する。
- ④ 一定期間内（5 年程度）に招へい研究員制度を利用していない招へい研究員候補者、受入教員を優先する。
- ⑤ 一定期間内（5 年程度）に受入部局や招へい研究員候補者などが偏らないように配慮する。

11. 採否決定

2023年5月下旬（予定）

自然災害、感染症の蔓延、行政指導等により、本学が海外からの招へいを認めないと判断した場合には、採択後であっても経費を支給しない可能性がある。

※採択者数が募集人数に満たない場合も第3次募集は実施しない。

12. 招へい手続きについて

受入教員は、招へいに関わる手続きや招へい研究員への連絡、滞在期間中の支援等を責任をもって行うこと。また、招へいの2週間前までに「2023年度『招へい研究員』プログラム実施計画書」を、招へい期間終了後1ヶ月以内に「2023年度『招へい研究員』報告書」を提出すること。リサーチ・イニシアティブセンターは、航空券、身分証明書、図書館入館証、学内のWi-FiアクセスIDを手配する。招へい研究員制度として、招へい研究員に対して宿舍の予約や研究室の提供は行わない。

13. 申請に伴う留意事項

- 1) 招へい期間中は、他研究費等の旅費等との併給はできない。
- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、家族同伴での来日は原則として不可とする。
- 3) 「立教大学全学研究助成委員会」の委員が受入教員として申請する場合は、申請時にリサーチ・イニシアティブセンターに通知すること。
- 4) 招へい研究員候補者が招へい期間中に外為法の規制対象とされる技術（設計・製造・仕様）等を取得する場合には、事前に経済産業省の許可が必要となる^{*1}。受入教員は、リサーチ・イニシアティブセンターWEBサイトで、招へい研究員候補者が
 - ①外国ユーザーリスト^{*2}掲載機関に所属するものであるか
 - ②規制対象となる技術（設計・製造・使用）等に関連する研究に従事しているかを確認すること。これらのいずれかに該当する場合には、招へい期間中に外為法の規制対象とされる技術（設計・製造・仕様）等を取得しないことが受け入れの条件となる。懸念がある場合は、申請書提出前にリサーチ・イニシアティブセンターに相談すること。
※1 安全保障輸出管理ハンドブック（要 V-CampusID・パスワード）
<https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/export/papers/#handbook>
※2 外国ユーザーリスト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>
- 5) 日本入国後の行動制限措置がある場合、入国に際して要請される防疫措置（待機期間や検疫検査等）に係る費用については大学負担となる。精算方法等詳細は、旅費担当に確認すること。ただし、防疫措置に係る待機期間は、研究の用務日に含まないため、招へい研究員制度としての滞在費は支給しない。

14. 問い合わせ先・書類提出先

リサーチ・イニシアティブセンター

（池袋キャンパス 12号館 2階、新座キャンパス 6号館 3階）

招へい研究員担当：百瀬、田中

Tel : 03-3985-4674（内線 4674） e-mail : researcher@rikkyo.ac.jp

国際学術研究交流 WEB サイト : <https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/aid/interior/international/>

以上